

第4回飯綱町都市計画審議会 議事録

審議会の名称	第4回飯綱町都市計画審議会
開催日時	平成27年6月26日金曜日 午後2時から午後2時50分まで
開催場所	りんごパークセンター2階会議室
出席委員	吉田武彦委員、小柳伸一委員、瀧野共榮委員、関洋委員、丸山成志委員、浅岡義樹委員、土倉武幸委員、高野泰治委員、大川久江委員、宮本久子委員、小林さち江委員、松澤伸保委員、寺島渉委員、清水満委員、原田征夫委員、塚田實委員
欠席委員	荒井孝幸委員、滝澤勝一委員、青山弘委員、松木政夫委員
町出席者	近藤副町長、森建設水道課長、高橋建設係長、馬島建設係主幹、和田建設係主幹
担当課 (連絡先)	建設水道課建設係

【 1. 開会】

（●森課長）

それでは定刻になりましたので始めさせていただきます。本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、有難うございます。

はじめに、会議の成立についてご報告申し上げます。都市計画審議会条例第6条第1項の規定によりまして、委員の皆様のご半数の出席を頂きまして会議が成立することとなっております。

本日は、委員20名中、16名の出席をいただき、過半数に達しておりますので、審議会が成立いたしますことを報告させていただきます。

なお、本日、荒井会長が体調不良により欠席でございますので、審議会条例第5条第3項の規定によりまして、職務代理者であります吉田委員さんに会長の職務の代理していただきますが、よろしくお願いたします。また、滝澤委員、松木委員、青山委員から欠席する旨の連絡をいただいておりますのでご了承いただきたいと思います。

次に、議事録並びに会議の公開についてですが、いずれも公開することとなっておりますが、本日、傍聴者はおりませんのでご報告させていただきます。

次に、本日の会議資料についてご確認をお願いいたします。事前にお送りいたしました本日の次第、会議資料についてご持参いただいているかと思いますが、お手元にご用意いただきたいと思います。

先にお送りしました資料として、会議次第と「議第1号 牟礼都市計画区域の変更に係る意見について」と、「議第2号 飯綱都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定に係る意見について」と「議第3号 都市計画区域のうち現にある白地地域における容積率制限等の素案の決定について」の以上でございます。あと、本日お配りしました資料としまして、出席者名簿と資料1と「議第3号 都市計画区域のうち現にある白地地域における容積率制限等の素案の決定について」の以上でございますが、大変申し訳ありませんが、「議第3号 都市計画区域のうち現にある白地地域における容積率制限等の素案の決定について」は、内容の一部が変更となっておりますので本日あらためてお配りしましたものと差し替えをお願いいたします。先にお配りしましたものは、会議終了後に回収させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。資料は以上でございますがご確認をお願いいたします。不足等ございましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

【 2. あいさつ】

（●森課長）

それでは次に、近藤副町長よりごあいさつを申し上げます。

（●近藤副町長）

ただ今、指名を受けました近藤でございます。

今日の会議に当たりまして、峯村町長からご挨拶申し上げるべきところでございますが、本日、年金者連盟の飯綱町分会総会がございまして、そちらに出席しておりますので、代わりましてご挨拶をさせていただきます。

本日の審議会に、大変お忙しいところご都合いただきまして誠に有難うございます。

平成17年10月1日、合併以来、10周年を迎えるわけですが、この件につきましては、合併以降、計画区域の拡大に向けまして検討を行い、ことに昨年9月12日の第1回審議会以降、具体的に進めてまいりまして、種々のご審議、答申をいただき、いよいよ先が見える形となってまいりました。

今日は、荒井会長さんからご案内申し上げました、3つの案件につきまして、ご審議いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

はなはだ簡単ではございますけれども、開会に当たりましてのご挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【3. 議 事】

(●森課長)

それでは議事に入りたいと思います。議事の進行については、吉田会長職務代理にお願いしたいと思いますがよろしくお願いいたします。

(●吉田職務代理)

お疲れ様です。本日、議案は3つということですが、皆様のご協力をいただきながら議事が円滑に進みますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。早速ですが議事を進めさせていただきます。

[(1) 議事録署名人の指名]

(●吉田職務代理)

(1) 議事録署名人の指名についてでございますが、審議会運営規則第6条第1項によりまして、私から議事録署名人を2名、指名させていただきたいと思います。丸山委員さん、浅岡委員さんをお願いしたいと思いますがよろしくお願いいたします。

[(2) 議案審議]

(●吉田職務代理)

それでは、(2) 議案審議に進めます。「議第1号」と「議第2号」につきましては、それぞれ関連する議案でございますので一括審議とさせていただきますがよろしくお願いいたします。事務局より説明をお願いいたします。

(●和田主幹)

建設水道課建設係の和田でございます。失礼して着座で説明させていただきますが、よろしくお

願いたします。

それでは「議第1号 牟礼都市計画区域の変更に係る意見について」と「議第2号 飯綱都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定に係る意見について」でございますが、こちらはいずれも、6月2日付けで長野県より町に、都市計画法に基づく意見照会がございまして、三水地区を都市計画区域に指定し、飯綱都市計画区域にするという区域の変更計画と、それに伴う都市計画区域のマスタープランの決定につきまして、異存があるかないかの最終的な意見聴取ということでございます。町として回答するにあたりまして、審議会のご意見をお聞きしたいという案件でございます。

各議案の内容につきましては、既に昨年より、説明会を開催させていただきまして、一般の縦覧にも供しておりまして、意見等を申出する機会や県の審議会の調査審議、国との事前協議というものも経て作成されたものでございます。

委員の皆様には3月末に開催させていただきました第2回の都市計画審議会におきまして、長野建設事務所の勝山専門員から内容についてご説明をさせていただいたところでございますが、その後、県において国との事前協議を行い、それを終えた中で、その時説明させていただいた内容と変更点はございません。ということでございまして、本日は大変恐縮ではございますけれども、細かな内容の説明は記載のとおりということで、省略をさせていただきまして、区域の変更内容とマスタープランの決定理由書の内容についての確認ということで申し上げさせていただきますが、ご了承くださいと思います。

それでは、「議第1号 牟礼都市計画区域の変更に係る意見について」の議案をご覧いただきたいと思っております。

3枚おめくりいただきまして、計画書の1頁をご覧ください。都市計画区域の三水地区拡大について、現都市計画区域を変更し飯綱都市計画とする。というものでございます。

読ませさせていただきますが、牟礼都市計画区域の変更、牟礼都市計画区域を、次のように変更します。1、都市計画区域の名称、飯綱都市計画区域。2、都市計画区域に含まれる土地の区域、平成25年1月1日現在における 長野県上水内郡飯綱町大字平出、豊野、牟礼、小玉、黒川、袖之山、地藏久保、坂口、高坂、柳里及び大字古町の区域の全部及び大字川上の一部並びに上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地。新たに都市計画区域に含める土地の区域、長野県上水内郡飯綱町大字普光寺、芋川、倉井、赤塩、東柏原 及び大字川谷の区域の全部並びに上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地。都市計画区域から除外される土地の区域、なし。3、変更の理由、飯綱町は、平成17年10月に、旧牟礼村・旧三水村の2村が合併した。牟礼都市計画区域は、周囲を飯縄山・霊仙寺山を頂点とする山岳地、丘陵地に囲まれた自然豊かな都市であり、また、本区域は、飯綱東高原、霊仙寺湖の観光資源に恵まれ、別荘地等の立地も見られる。従来は、リンゴを中心とした農業を基盤とした準農村型の地域として知られてきたが、昭和56年の福井団地の整備により、住宅地域として長野市からの人口移転が進み急激に都市化が進展した。三水地区においても少子高齢・人口減少社会の進展、産業構造の変化、価値観の多様化の進展、地球環境問題や防災への関心の高まりなど、町全体を取り巻く社会経済環境も変化している。このため、都市計画法第6条に基づく都市計画に関する基礎調査結果を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、一体の都市としての整備、開発及び保全と、人々が愛着を持ち、安全で快適に生活を営むことができる都

市づくりを図るため、三水地区を都市計画区域に編入し、都市計画区域の名称を「飯綱都市計画区域」に変更するものである。ということでございます。

なお、4頁をご覧いただきたいと思いますが、都市計画区域図ということで現都市計画区域と拡大区域について面積が記載されておりますが、この面積についてでございますけれども、実は昨年、飯綱町、信濃町、中野市の間において行政界の変更がありまして、75.31平方キロメートルあった飯綱町の面積が、75.03平方キロメートルに変更となりまして、0.28平方キロメートル減少しました。この面積の減少については、地区も三水地区であったため、今まで公表されていた旧三水村の面積から、単純に引けばよいことで、ここに記載されている面積もそれを反映した数値となっているわけですが、それに加えて、今年3月に国土地理院において、新たに高精度である計測方法で面積を計測しなおしたということで、その結果、飯綱町の総面積が75.00平方キロメートルにまた変更となりまして、さらに0.03平方キロメートル減少となりました。

このことによりまして、県の方で国との協議を進める中で、当初提出しました面積について疑義が生じたということで、減った部分の面積を、どの区域の面積から減らせばよいのかということで、協議している段階でございまして、新たに飯綱都市計画区域となるにあたり、三水地区の面積、今まで都市計画区域であった牟礼地区の面積それぞれについて面積を精査するというような指示がございました。ということで都市計画区域の面積については確定してないという状況で、現在、精査をしている最中ということになります。その結果によりまして、面積の数値が変更になるという可能性があるということ、またこの変更に伴って、各調書の数値も変更になるということで、あらかじめご承知いただきたいと思っております。議第1号については以上でございます。

続きまして、「議第2号 飯綱都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定に係る意見について」をご覧いただきたいと思っております。飯綱都市計画区域にかかります整備開発及び保全の方針、マスタープランということになりますけれども、2枚おめくりいただきまして3枚目の裏面をご覧ください。

決定理由書ということになります。平成17年10月1日に旧牟礼村と旧三水村の2村が合併し「飯綱町」となり、これに伴い、飯綱町内には牟礼地区（旧牟礼村の一部）の都市計画区域と都市計画区域外である三水地区（旧三水村）が存在し、地域によって土地利用規制に差異が生じています。また、三水地区においては、建築基準法の集団規定、特に接道の義務、条件が適用されていないことにより、防災・安全上好ましくない建物の立地や建物の拡散する恐れがあり、これらを未然に防止・コントロールするため、計画的な都市の整備をするとともに、新規開発の抑制と新增改築を通じた住みやすい住環境の形成、無秩序な開発から地域固有の自然環境や生活環境を保全する手段を持つことが必要となっております。このため、新たな行政区域として整合性・統一性のある制度活用をし、一体的な都市づくりを進めるため、平成16年3月に策定された現行の「牟礼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を廃止し、今般、都市計画法第6条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査及び現況調査の結果を踏まえ、当該都市の発展の動向、都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設等について概ねの配置、規模等を示すとともに、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり都市計画の基本的方針を決定するものです。ということでございます。

細かな内容につきましては、前回説明させていただいた通りということで省略させていただきます。

すが、説明の方は以上ということになります。これらの内容については、はじめにも申し上げましたとおり、既に説明会、一般の方への縦覧、県の審議会での審議、国との事前協議を経たものでございまして、最終的に異存があるかどうかということの意見ということになりますが、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

(●吉田職務代理)

はい、有難うございました。ただいま、事務局から説明がございましたが、ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。

ご質問、ご意見よろしいでしょうか。質問が無いようでございますので、質疑を打ち切り議第1号及び議第2号について、併せてお諮りいたします。

議第1号「牟礼都市計画区域の変更に係る意見について」、議第2号「飯綱都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定に係る意見について」につきまして、原案のとおり異存なしとすることに、ご異議ありませんか。

〈異議なし〉

賛成の方の挙手を求めます。

〈委員挙手〉

全員の賛成をいただきました。よって議第1号及び議第2号については、原案に対して異存なしとすることに決定いたします。

それでは、答申文の内容につきましては、私にご一任をいただきたいと思います。ご異議ありませんか。

〈異議なし〉

有難うございます。それでは事務局と答申書を作成しまして町長に答申させていただきますがよろしくお願いたします。

議事を進めます。続きまして「議第3号 都市計画区域のうち現にある白地地域における容積率制限等の素案の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

(●和田主幹)

それでは、「議第3号 都市計画区域のうち現にある白地地域における容積率制限等の素案の決定について」の議案をご覧いただきたいと思います。

本議案は、前回の審議会においてご承認をいただきました、三水地区における建築形態制限の計画案について、住民の方への周知と閲覧をさせていただく中で、内容を精査し、あらためて県に提出いたします素案としてまとめたものでございます。

なお、計画案の閲覧につきましては、6月1日から22日までということで、三水庁舎において実施させていただきました。また説明会につきましては、6月21日の日曜日に開催させていただきましたわけでございますけれども、広報、無線放送等で住民の皆さんにご案内させていただいたところですが、参加者はゼロという状況でございました。

私どもへの問合せ等もあまりなかったわけでございますけれども、それでもいただいたご意見等もございまして、そういったご意見や、再度事務局でも計画案の再精査を行いまして、前回お示ししました、計画案の制限区域と字名について一部内容が変更になった部分がございますので、初めにそちらをご説明したいと思っております。なお、各区域の区分けの考え方、制限値の設定値についての、変更というものは一切ございません。

本日お配りしましたA4版一枚ものの資料1をご覧くださいと思います。

三水地区建築形態制限計画図の一部変更についてということになりますが、制限区域と字名について5点の変更箇所と2点の追加箇所がございます。

まず、変更箇所の①でございますが、自然景観保持区域となる字区域としまして大字芋川字町浦としておりましたが、こちらは給水区域の一部であることが判明しまして、田園・既存集落区域となる字区域に変更となっております。

次に②自然景観保持区域となる字区域としまして、大字芋川字大部としておりましたが、そのうち7799番と7800番の2筆については、自然景観保持区域ではなくて、田園・既存集落区域となる字区域の中の飛び地になっていることが判明いたしまして、その2筆については現況に併せまして田園・既存集落区域となる字区域とするために、記載を大字芋川字大部のうち7799番及び7800番を除いた区域というように変更してございます。

次に③の田園・既存集落区域となる字区域としまして、大字赤塩字下赤塩北としておりましたが、そのうち4307番1については、こちらも自然景観保持区域となる字区域の中の飛び地になっておりまして、その1筆については現況に併せまして自然景観保持区域となる字区域とするために、記載を大字赤塩字下赤塩北のうち4307番1を除いた区域というように変更してございます。

次に④⑤でございますが、いずれも自然景観保持区域となる字区域としまして、大字芋川字下土橋と入土橋としておりましたが、こちらは県道飯山妙高高原線沿線の字区域でございまして、場所については、ちょうど斑尾山の下のくびれたところになりますが、信濃町の土橋集落と隣接して建物等も建築されておまして、また信濃町では県道飯山妙高高原線沿線区域について、建築形態制限を一般基準で設定しているという状況がありまして、この両字区域については、田園・既存集落区域となる字区域とする方が適当であるとの判断から、区域を変更したものでございます。

あと、2の追加箇所につきましては、先ほど説明しました字区域の飛び地の関係についての追加箇所ということで記載のとおりとなっております。

なお、この変更の内容につきましては、今月末に発行されます広報誌7月号に掲載する予定となっております。

ということで、若干変更箇所が生じたので、議案の7頁をご覧くださいと思いますが、素案の一覧表の建物の確認件数と不適格の数、また9ページの計画図の範囲が若干変更となっておりますけれども、不適格率については、あまり変わりはありません。それ以外のものにつきましても、記載のとおり基本的には前回ご説明させていただきました内容と変わらないという形となって

おります。

あらためまして、制限値等について申し上げたいと思いますが、議案の2ページをご覧くださいと思います。

4の(2)でございますが、都市計画予定区域において、樹林地、自然地及び農用地域となる次の字区域については、自然景観保持区域として、以下の理由から容積率50%・建ぺい率30%・道路斜線制限、勾配1.25、隣地斜線制限20mプラス勾配1.25、日影制限なしとする。としまして、理由と字区域につきましては、以下に記載されているとおりでございます。

また、3ページ(3)でございますが、都市計画予定区域において、田園区域並びに既存集落区域となる次の字区域については、以下の理由から容積率100%・建ぺい率60%・道路斜線制限、勾配1.25・隣地斜線制限20mプラス勾配1.25、日影制限なしとする。としまして、理由と字区域につきましては、記載のとおりでございます。

次に5ページに行きまして(4)でございますが、都市計画予定区域において旧市街地地域となる次の区域について、以下の理由から容積率200%・建ぺい率70%・道路斜線制限、勾配1.50・隣地斜線制限20mプラス勾配1.25、日影制限なしとする。としまして、理由と字区域につきましては、記載のとおりでございます。

大変、雑ぱくではございますが議案の説明については以上でございます。素案の中に出てきます、面積等につきましては、先の議案の際にもご説明しましたとおり、面積が変更となる可能性があるということで、こちらに記載されております面積にかかる部分については、今後変更になることもあるということで、ご承知いただきたいと思っております。また、ここで決定をいただいた後に、県に提出させていただくわけですが、県の指導等により、文章の表現や追加等もあるということも併せてご承知いただきたいと思っております。以上でございます。

(●吉田職務代理)

はい。有難うございました。ただいま事務局から説明がございましたが、ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。

(●寺島委員)

一ついいですか。

(●吉田職務代理)

どうぞ。

(●寺島委員)

「都市計画区域のうち現にある白地地域における容積率制限等の素案の決定について」という議案名がありますよね、それで、次の1頁の題名が基本方針(素案)となっているけれども、この基本方針、素案ということは、まだ最終決定ではないということだ。先程の説明だと県に提出する素案ということで、県から意見があった場合には修正をかけるということなのか。

(●和田主幹)

はい、そうです。基本的な方針、内容は、事前に協議をしておりますので、県でもいろいろ指導

はしてこないと思いますが、表現の変更というものはあるかと思いますが。それで県で認められますと、その後、再度、住民の方へ縦覧を実施しまして、そこでは意見書の提出ということもできますので、そこでご意見をいただきましたら、その意見に基づきまして内容を変更するということがございます。非常に丁寧と言いますか、意見を受ける機会を多く設けています。

(●寺島委員)

それで、文章の構成だけでも、議案の表題はこうなっていて、次に基本方針があつて1から4まで文章がありますよね、4のところ、容積率制限等の講ずべき施策とあるでしょ、だから1から3までについては、いわゆる基本方針で、その基本方針に基づいて、容積率等についてはこういう施策を講じるという構成ですよ。それで、議案の名前は容積率制限等の素案というようになっているけども、結局、その素案ということは、4以降が、施策が書いてあつて、最後に制限素案の一覧表というものがあるのでその部分になるのか、議案の決定する対象文書は、どこからどこまでが対象文章になるのか。

(●和田主幹)

基本方針も含めて、全てということになります。

(●寺島委員)

そうすると、どうでもいいんだけど、基本方針及び容積率制限等の素案でなくていいのか、つまり、表題には基本方針という表現が全くなくて、容積率制限等の素案について決めてくれと言っているわけだ。でも中を見ると、ずっと基本方針があつて4番目から、文章に制限等の施策のことが書かれているという全体文章の構成ですよ。見ると議案の表題が容積率制限等となっているので、基本方針というのは、議案ではなくて説明文書なのかなという感じだけでも、基本方針も議案の案件なのだとするならば、タイトルが基本方針素案及び容積率制限等の素案というようになるのかと思ったんですけど、この文章の整合性はどうなっているのか。

(●和田主幹)

はい、おっしゃる通りだと思いますが、一応、この表題とその後に続く基本方針（素案）の書き方、形式については、県の方で、このような形。

(●寺島委員)

書けと。

(●和田主幹)

いえ、書けと言うことではないのですが、議案にある議案名が、町から県に提出する書類の鏡文の件名になっておりまして、その後に1頁からある基本方針（素案）というような形となっております、参考様式上はこうなっているということで、それに沿ったということでございます。確かに委員さんのおっしゃる通りだとは思いますが。

(●寺島委員)

分かりました。

(●吉田職務代理)

他にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

質問等が無いようでございますので、質疑を打ち切り議第3号について、お諮りいたします。

「議第3号 都市計画区域のうち現にある白地地域における容積率制限等の素案の決定について」につきまして、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〈異議なし〉

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〈委員挙手〉

有難うございます。全員の賛成をいただきました。よって議第3号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

それでは、答申文の内容につきましては、私にご一任をいただきたいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

〈異議なし〉

有難うございます。それでは先ほどの議案と併せまして、答申書を作成しまして町長に答申させていただきますがよろしくお願いいたします。

以上で本日の議事は終了となりますので、議長を退任させていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

【4. その他】

(●森課長)

有難うございました。それでは再び私のほうから進行させていただきます。4、その他についてですが、委員の皆様方から何かございますか。

(●寺島委員)

いいですか。県に行って協議されて、戻ってきて、もう1回審議会最終的な決定の会議をもつのか、県に行って、それが通れば終わりになるのか。

(●和田主幹)

特別、問題等がなければ、町の審議会での審議はこれで終わりとなります。

(●森課長)

よろしいでしょうか。

(●寺島委員)

問題がなければこれで終わりということだ。分かりました。

(●森課長)

他によろしいでしょうか。それでは事務局から申し上げます。

(●和田主幹)

事務局より3点ほどお願いしたいと思います。

まず1点目ですが、先ほどの説明の中でも簡単に触れましたけども、今回、お決めいただきました区域の変更計画案とマスタープランと建築形態制限の素案、これらにつきましては、県に提出した後に、一般の方々に縦覧をする予定でございます。縦覧期間につきましては、7月23日から8月7日までの設定でございますけども、こちらのご案内、周知等につきましては、今月末の全戸配布の際に、一枚チラシをお配りしまして、区域全体に関わることとなりますので、町内全戸に配布する予定となっておりますのでご承知いただきたいと思っております。また、意見書等の提出ということで、いろいろご意見等があれば提出できるということになりますけども、先ほども申し上げましたとおり意見書の提出等があつて、今回の案について内容を変更するような事項が出てきた場合については、再度、審議会を開催させていただくこともあるかと思っておりますが、先ほど寺島委員さんにお答えしましたとおり、一応、町の審議会において審議をいただく内容につきましては、一通り済んだという形となります。

次に今後のスケジュールですけども、縦覧を終えますと、長野県の総合計画審議会、長野県全体の土地利用に関する審議を行う審議会ですけども、そちらに上程されまして、承認されまして、9月に県の都市計画審議会がございまして、そこで決定をいただきますと、都市計画案が正式に決定されます。そこで決定を受けてから、今度は県と国との法定協議という形で大よそ2か月間かけまして、予定どおり、特に問題がなければ平成28年1月、決定告示の日は県報告示の日となりますので、まだ詳細な日程は、はっきりとは決まっておりますが、1月中旬頃に決定となる予定でございます。

最後に、住民への説明会についてでございますが、会議を開催するたびに、くどいように申し上げておりますが、今回も建築形態制限の説明会を開催させていただいたわけですが、参加者がゼロということで、よいふうにつえれば、皆さんご理解をいただいているというようにつえたいところでございますけども、そうでもないというような感じも見受けられるところでございます。28年1月に指定になりますというようなことが決まれば、広報等でお知らせもしていくわけですが、そういった中で、地区内、団体等で都市計画になったらどうなるんだというような話が出たりしま

したら、何時でもこちらから出向きまして説明をさせていただきますので、そういった話がありましたら事務局の方にご連絡をいただきたいと思います。こちらからは以上でございます。

【5. 閉会】

（●森課長）

本日は、慎重審議をいただきありがとうございました。和田の方からもありましたが、特別な案件等が発生した場合については、再度、この会議を開催することになりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、「第4回飯綱町都市計画審議会」を閉会といたします。有難うございました。

<午後2時50分閉会>